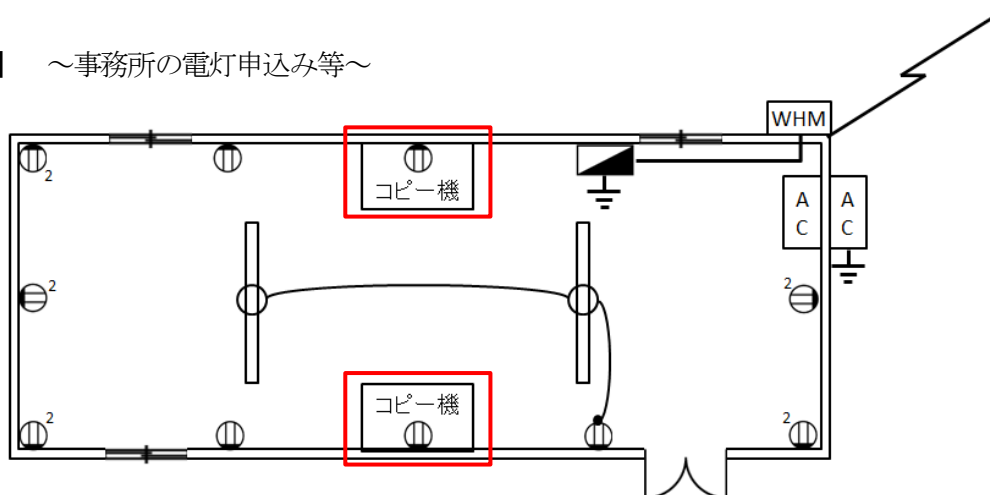


電灯申込みにおける負荷設備の入力方法について

平素は弊社事業に対し格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、電気供給申込みにおいては、お客さまとの適正な電気のご契約と、弊社供給設備の形成・維持のため、負荷設備の全てを適正に申込書へ入力していただいておりますが、コンセントの数量確認に際して誤りやすい事例を以下のとおりご案内いたしますので、改めてご確認のほどお願いいたします。

【誤りやすい事例】 ～事務所の電灯申込み等～



〔誤〕

機種	容量	台数	換算容量
コピー機	1.500	2	3.000
コンセント(S) 住宅用以外		<u>5</u>	<u>0.500</u>
コンセント(W) 住宅用以外		5	1.000
… (その他負荷設備) …			

〔正〕

機種	容量	台数	換算容量
コピー機	1.500	2	3.000
コンセント(S) 住宅用以外		<u>3</u>	<u>0.300</u>
コンセント(W) 住宅用以外		5	1.000
… (その他負荷設備) …			

○ 誤りの例では、コピー機が接続されるコンセントも含んで台数が入力されていますが、負荷設備が特定されているコンセントについては台数に含めず入力してください。

(参考) [電気供給約款 別表3 契約負荷設備の総容量の算定]

差入口の数と電気機器の数が異なる場合は、次によって算定された値にもとづき、契約負荷設備の総容量を算定いたします。

(1) 電気機器の数が差入口の数を上回る場合

差入口の数に応じた電気機器の総容量（入力）といたします。この場合、最大の入力の電気機器から順次対象といたします。

(2) 電気機器の数が差入口の数を下回る場合

電気機器の総容量（入力）に電気機器の数を上回る差入口の数に応じて次によって算定した値を加えたものといたします。

イ 住宅、アパート、寮、病院、学校および寺院 1 差入口につき 50 ボルトアンペア

ロ イ以外の場合 1 差入口につき 100 ボルトアンペア